

藤本麻子後援会 入会申込書

〒575-0003 大阪府四條畷市岡山東5丁目1192
TEL: 072-878-0830 FAX: 072-876-8900

FAX

0868-26-4851

24時間受付

ご住所	〒	-	フリガナ	
		都道府県	ご氏名	
			電話番号	FAX
			E-MAIL	
備考				

注意 下記会則に同意し、会員登録するものとします。

藤本麻子後援会 会則

- 目的
本会は藤本麻子選手をご支援くださる会員の皆様によって組織され、会員相互の親睦を図ることを目的とします。
- 会員・年会費
本会の目的に賛同され、所定の手続をされた方を会員とします
なお、ご入会の時期は随時です。

年会費 一律5,000円のみ。
- 本会の会員は後援会から以下の特典を得ることができます。
(1) 後援会主催事業の優先案内
(2) 後援会主催事業へのご優待・特典
(3) その他
- 本会の会員は、以下の義務を負うこととします。
(1) 会員は本規約、利用案内および注意事項など、当後援会が通知する事項を遵守することとします。
また当後援会および藤本麻子選手の活動・業務を妨害する行為をしてはなりません。
(2) 会員は申し込みの際に記載した内容に変更がある場合には、直ちに当後援会にメールまたは電話で変更する内容について届出をし、会員情報を修正するものとします。会員が会員情報修正の届出を怠った結果、または届出の遅延により受ける不利益は会員本人の責任となります。
(3) 会員は当後援会の事業に関し、次の各項目の行為を行うことはできません。
 - 事業への参加権限、その他の事業参加上の地位を第三者に譲渡・名義変更・貸与すること
 - 当後援会の運営及び事業実施を妨害すること
 - 社会秩序に反する内容を流布すること
 - 社会的利益を妨害する目的で事業への参加を計画もしくは実行する行為
 - 他者の知的財産権その他の権利を侵害すること
 - 他人の個人情報を盗用し、または不正に使用すること
 - 当後援会の運営より得た全てのデータ、情報、文章、音、映像等（以下、併せて「データ等」といいます。）を当後援会からの書面による事前承諾なしに著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて他のサイトに複製または掲出等し、または商業的に利用すること
 - 営業行為および宗教団体の布教・勧誘行為、また政治団体の宣伝をすること
 - 当後援会が実施した事業または事業参加によって得た物品（会員特典を含む）等を転売すること
 - 他者を誹謗中傷し、その名誉または信用を毀損すること、不利益を与えること、またはそのおそれを生じさせること
 - 法令、行政指導、本規約、道徳、慣習に反する行為
 - 藤本麻子選手に対し連絡や面会を強要すること、または当後援会に対し藤本麻子選手への連絡や面会を申し入れること
 - その他当後援会が不適切だと判断し、禁止したことを行うこと
- 本会の会員有効期間
11月1日から翌年10月末日迄です。お申し出が無い限り、会員資格は自動的に1年間更新されます。また、ジュニア会員で前年度の3月31日時点において19歳以上となった者は、自動的に個人会員へ移行します。
- 本会の年会費については、以下の要領でお納め下さい。
(1) 初年度会費：入会申込時に、所定の郵便振替用紙にてお振込み下さい。
(2) 次年度以降：年度最初に、当年度の会費納付書をお送りします。
- 入会・退会について
年度途中の入会であっても所定の年会費を頂きます。また年度途中の退会であっても年会費の返還は致しません。年会費を滞納された会員、または会員として不適切な行為がある場合は会員資格を喪失します。
- その他
各種特典を受けられる方は年会費をお払込みに会員に限らせていただきます。ただし、催物等は緊急の場合を除き会員全員にご案内致します。